

NoahART Clinic

凍結胚保存の凍結期限延長・廃棄申請お手続きのご案内

お手続き前に保険または自費による延長かを確認させていただきますので当院にご連絡ください

保険適用前・自費診療の場合

凍結胚の凍結保存期限は、胚凍結保存日より1年間となります。

(例) 2023年4月1日凍結の場合、2024年3月31日が保存期限日

以降の凍結保存延長または廃棄をご希望される方は必ず裏面の延長・廃棄手続き方法を参考に手続きを行ってください。

なお、延長を希望する場合は毎年更新のお手続きが必要となります。

保険適用後(2022年4月1日以降)の場合

凍結胚の凍結保存期限は、胚凍結保存管理料算定日(保険適用により胚凍結開始日)を起算日とした1年間となります。

以降の凍結保存延長または廃棄をご希望される方は必ず裏面の延長・廃棄手続き方法を参考に手続きを行ってください。

なお、保険適用(胚凍結保存管理料：10,500円)での延長は、1年に1回、凍結期限日以降に行う必要があり、4つの規定があります。

① 当院で治療中であること

保険適用で移植予定の(高度生殖補助医療計画書を提出している)患者様が対象となります。妊娠されて当院を卒業された患者様は保険適用外となり、自費での延長となりますのでご注意ください。

② 年齢が43歳未満であること

保険適用は43歳未満なので保険適用での延長も42歳までとなります。

③ 移植回数制限を超えていないこと

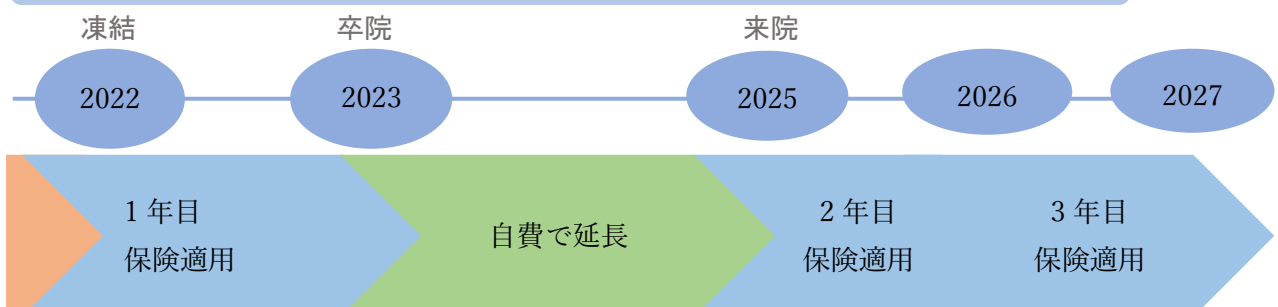
39歳以下で6回、40歳以上で3回までの移植回数制限が定められていますので、その回数を超えた後の延長は自費でのお手続きとなります。

なお、卒院後、第二子希望で来院された場合は移植回数がリセットされます。

④ 保険凍結期間(3年を超えていないこと)

保険適用の保存可能期間は最初の凍結日から3年間となりますので延長回数は二回目までと定められています。

例) 2022年に凍結し、2023年に卒院、2025年に第二子希望で来院した場合のモデル



延長・廃棄手続き方法

保険適用前・自費診療の場合

延長、廃棄それぞれの手続きに応じた下記ものを当院までお送り下さい。

※凍結保管期限日を過ぎた場合は 1 年分延長料金が発生しますので凍結期限日までに手続きをして下さい。

採卵後にお渡ししている IVF 報告書に凍結日の記載がありますのでご参考にして下さい。

①【延長の場合】ご夫婦の署名、捺印をした凍結保管延長同意書

②【廃棄の場合】ご夫婦の署名、捺印をした廃棄同意書

①、②の控えが必要な方は、84 円切手を貼った返信先住所記入の封筒

※封筒が同封されていない場合は控えが不要と判断させていただきます。

凍結延長料(33,000 円)※延長のみ

上記の該当する必要なものをすべて同封した上で、延長手続きが含まれる場合は現金書留の封筒にて、廃棄手続きのみの場合は普通郵便にて当院までお送りください。

保険適用後の場合

延長の場合、胚凍結保存日から 1~2 週間の間で行うことが可能です。

採卵後にお渡ししている IVF 報告書に凍結日の記載がありますのでご参考にして下さい。

以下を持参の上、クリニックに来院し手続きをして下さい。

※廃棄の場合、胚凍結保存開始日を過ぎた場合は 1 年分延長が発生しますので胚凍結保存開始日前までに手続きをしてください。

①ご案内②延長・廃棄の同意書(更新前に当院より郵送いたします)

※廃棄手続きの場合は②を記入し、ご郵送下さい。

※②の控えが必要な方は、84 円切手を貼った返信先住所記入済みの封筒

※封筒が同封されていない場合は控えが不要と判断させていただきます。

保険証(お忘れの方は一旦自費精算となります)

延長費用(10,500 円)

ご連絡先に変更がある場合は、HP より「住所変更届」をダウンロードの上、併せてご提出ください。

なお、ご不明点がございましたら、当クリニックまでお問合せください。

【お問い合わせ先】

〒211-0004 神奈川県川崎市中原区新丸子東 3 丁目 1156-1 Classense 武蔵小杉北館 3 階

Noah ART Clinic 武蔵小杉 TEL : 044-873-4122